

兵庫県公報

令和6年7月12日 金曜日 第531号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出（地域福祉課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の解除（治山課）	3
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	4
○ 同 上（淡路県民局）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 落札者等の公示（デジタル改革課）	5
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 令和6年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 入札公告（物品管理課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	12
○ 一定の複数建築物の認定の取消し（北播磨県民局）	12

告 示

兵庫県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出があった。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
医療法人せいふう会 伊丹せいふう病院	伊丹市鑄物師5-79	医療法人せいふう会	川辺郡猪名川町北田原 字屏風岳3	事業所名称
同 上	同 上	同 上	同 上	開設者名称
鹿兒の郷居宅介護支援 事業所「かこがわ」	加古川市加古川町寺家 町57-1	社会福祉法人福竹会	加古川市平荘町山角 1038-4	所在地
宝塚あいわ苑訪問看護 ステーション	宝塚市中筋2-10-18	社会福祉法人愛和会	豊中市寺内1-1-10	同 上

有限会社めぐみ訪問看護ステーション	西脇市西脇338—35	有限会社めぐみ訪問看護ステーション	西脇市西脇338—35	同上
ゆうゆうケアセンター	高砂市米田町米田857—4	医療法人社団魚川医院	高砂市米田町米田873—2	同上
ケアオフィス花音	川西市向陽台3—1—6 イワオビル11番館203	株式会社花音	川西市緑台6—2—53	同上
同上	川西市向陽台2—2—5	同上	同上	同上
花音	同上	同上	同上	事業所名称
おひさま川西	川西市鼓が滝1—2—25 OGOビル201号	合同会社おひさま	大阪市此花区春日出南1—2—14	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
たちばなi	洲本市宇原 358—5	社会福祉法人洲本たちばな福祉会	洲本市由良 1—6—7

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
K・デンタルクリニック アステ川西	川西市栄町25—1 3階	医療法人社団健英会	神戸市北区有野台 7—11—2

4 再開の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
K・デンタルクリニック アステ川西	川西市栄町25—1 3階	医療法人社団健英会	神戸市北区有野台 7—11—2



兵庫県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

清水新田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	荻野啓司	明石市魚住町清水2536番地
同	高橋正秀	同 市魚住町清水2494番地
同	宮明和彦	同 市魚住町清水2022番地
同	田中真洋	同 市魚住町清水2542番地の2
同	高橋英明	同 市魚住町清水2533番地
同	鈴木宏	同 市魚住町清水2550番地の1
同	田口博一	同 市魚住町清水2273番地の2

同	田 中 秀 樹	同	市魚住町清水2561番地の1
同	鈴 木 榮	同	市魚住町清水2534番地
同	林 秀 樹	同	市魚住町清水2530番地の1
同	高 橋 博 美	同	市魚住町清水2083番地
監 事	高 橋 光 夫	同	市魚住町清水2555番地の2
同	鈴 木 清	同	市魚住町清水2045番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荻 野 啓 司	明石市魚住町清水2536番地
同	高 橋 正 秀	同 市魚住町清水2494番地
同	宮 明 和 彦	同 市魚住町清水2022番地
同	田 中 真 洋	同 市魚住町清水2542番地の2
同	高 橋 英 明	同 市魚住町清水2533番地
同	鈴 木 宏	同 市魚住町清水2550番地の1
同	田 口 博 一	同 市魚住町清水2273番地の2
同	田 中 秀 樹	同 市魚住町清水2561番地の1
同	荻 野 隆 宏	同 市魚住町清水2532番地の3
同	林 秀 樹	同 市魚住町清水2530番地の1
同	高 橋 博 美	同 市魚住町清水2083番地
監 事	高 橋 光 夫	同 市魚住町清水2555番地の2
同	荻 野 剛 士	同 市魚住町清水2061番地の3



兵庫県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和6年7月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
洲本市五色町都志字地藏ヶ谷1160の1（次の図に示す部分に限る。）、1163
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第667号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	令和6年6月20日
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同上
南淡区域	網漁具を定置して営む漁業	同上
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業	同上
家島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上
森区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上
兵庫区域	機船船びき網漁業	同上



兵庫県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年7月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年7月12日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	たつの市新宮町下筋原字笠谷212—1から 同 市新宮町下筋原字笠谷230—1まで	旧	10.0から 23.0まで	186.0	
		新	10.0から 36.0まで	196.0	



兵庫県告示第669号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04北播位置 0003号	6.7.1	小野市中町字東後山440番8、442番6	6.0	32.96



兵庫県告示第670号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0007号	6.7.1	淡路市浦字萱野602番2の一部、603番1の一部、605番6、605番7	6.00	78.54



兵庫県告示第671号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0014号	6.7.1	淡路市釜口字寺田1272番1の一部、1278番1の一部、1279番1の一部、1280番1の一部、1281番2の一部	6.00	84.02

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る役務等の名称及び数量
県庁WANパソコン用オフィスソフトウェア等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月28日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2丁目10番2号
- 5 落札金額

1,370,558,129円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年4月16日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年7月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
県税に係る収納・課税データ作成業務等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額
89,441,509円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年7月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム修正開発業務委託(1) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年5月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
195,609,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



令和6年度兵庫県看護功績表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、令和6年7月11日に次の者を表彰した。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

氏名	住所
市川 研 吾	神戸市須磨区
井上 清 美	姫路市
井上 千 秋	姫路市
大塚 景 子	姫路市
大西 小百合	明石市
尾 畠 直 子	神戸市北区
川 部 博 子	姫路市
北 岡 公 美	洲本市
小 林 由 香	神戸市灘区
近 藤 三枝子	姫路市
坂 本 佳代子	姫路市
坂 本 美 春	養父市
迫 田 貴 子	神戸市垂水区
柴 田 美由紀	神戸市灘区
島 末 喜美子	宝塚市
竹 崎 裕 子	西宮市
舘 林 奈緒美	たつの市
田 中 薫	豊岡市
平 山 順 子	神戸市兵庫区
福 井 あけみ	豊岡市
古 川 公 子	西宮市
前 田 仁 代	神崎郡神河町
松 本 奈 美	尼崎市
村 尾 恵 美	豊岡市
吉 村 美佐子	養父市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 センチュリープラザ
所在地 三田市けやき台一丁目10番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社北摂コミュニティ開発センター 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 廣瀬 一 雄

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明 彦

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	廣瀬 一 雄

4 変更年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年7月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月12日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 モールラフィーネ
所在地 三田市富士が丘二丁目7番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	廣瀬 一 雄

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明 彦

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社北摂コミュニティ 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 廣瀬 一雄
開発センター

- 4 変更年月日
令和6年4月1日
- 5 届出年月日
令和6年6月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年7月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年11月12日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年7月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
令和6年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4，A3，A4）】
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで
 - (4) 納入場所
兵庫県庁各課室及び兵庫県の各地方機関
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
入札金額は、品目別予定数量に単価を乗じた額の全品目総価額で行う。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

なお、電子による場合は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年7月12日（金）から同月26日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札参加申込の方法

ア 書面による入札の場合

入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書を令和6年7月12日（金）から同月26日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 電子入札の場合

令和6年7月12日（金）から同月26日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年7月26日（金）は午後4時までとする。）に電子入札システムの利用により行うこと。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

ア 書面による入札

- (ア) 入札・開札の日時及び場所

令和6年8月22日（木）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

- (イ) 入札書の提出期限

上記(ア)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年8月21日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

イ 電子による入札

- (ア) 入札書の提出期間

令和6年8月15日（木）午後5時から同月22日（木）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の9時までの間を除く。）

- (イ) 開札日時及び場所は上記ア(ア)に同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年7月16日（火）から同年8月7日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年7月16日（火）から同月26日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和6年7月26日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

- (ア) 仕様確認申込書

- (イ) 仕様に適合していることを確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年8月15日（木）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年8月20日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、又は「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出し、財務規則（昭和39年規則第31号）第100条第1項第3号に該当すると判断された場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年10月1日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)
- (3) Delivery period:
From October 1, 2024 through March 31, 2025
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Government and Region Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 26, 2024
- (6) Deadline for tender:
14:00 August 22, 2024 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 August 21, 2024 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4922



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市緑丘二丁目237番1、238番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町北在家2242番地
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅 力
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年11月2日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-28号（5高砂）



一定の複数建築物の認定の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

令和6年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

認定取消番号	認定取消年月日	認定の取消しを行った区域	認定の取消しを行った認定番号	認定の取消しを行った認定年月日
第R06北播団連 廃0001号	令和6年7月1日	小野市浄谷町字土山1782番53、 1782番54、1782番55	第32号	昭和44年4月14日